

BIPS 事業者登録申請書

2015年 10月 15日

請求書カード払い協会 代表理事 殿

住 所 東京都港区新橋2-11-10
名 称 一般社団法人キャッシュレス推進協議会
代表者の氏名 代表理事 鶴浦 博夫

当社は、BIPS事業者としての登録を受けたいので、請求書カード払い取引ガイドライン第5条の規定により、以下のとおり申請します。

※ 請求書カード払い取引ガイドライン第5条第3項の規定に基づき、各項目の記載内容をWebサイトのURLにて代替する場合は、該当する項目を直接参照することのできるURLを記載すること

1 商号又は名称

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

2 本店の住所

東京都港区新橋 2-11-10

3 資本金又は出資の額

1,000 万円

4 BIPS 業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

東京都港区新橋 2-11-10

5 代表者の氏名又は名称

鶴浦 博夫 (うのうら ひろお)

6 第三者に委託する業務の内容、委託先の名称、住所

委託先①

請求書の保管業務

株式会社委託先壱 (かぶしきがいしゃいたくさきいち)

東京都千代田区霞が関 1-3-1

委託先②

コールセンター業務

委託先弐株式会社 (いたくさきにかぶしきがいしゃ)

東京都千代田区霞が関 3-2-1

7 請求書カード払いに関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

東京都港区新橋 2-11-10

03-1234-5678 / zzz@paymentsjapan.or.jp

8 反社会的勢力の排除に関し責任を負う者の氏名又は部署の名称
コンプライアンス部

9 サービス名称

サービス①

請求書キャッシュレス払い

サービス②

請求書たてかえ

10 サービス紹介を行っている URL

サービス①

<https://paymentsjapan.or.jp/bips/>

サービス②

<https://paymentsjapan.or.jp/tatekae/>

<注記>

- 名称等にはフリガナを付すこと
- 項番4、7については、該当するものを全て記載すること
- 項番6については、BIPS業務に関する個人情報の取扱を委託する場合の委託先について全て記載すること
- 項番9については、提供している全てのBIPSサービスについて記載すること
- 以下の項番について協会Webサイトにおいて情報を掲載する。その全部もしくは一部を非開示としたい情報があれば、その旨を事務局まで連絡すること（様式問わず）
 - 項番1 商号又は名称
 - 項番7 請求書カード払いに関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
 - 項番9 サービス名称
 - 項番10 サービス紹介を行っているURL